

国鉄安第29号
国自基第46号
国海査第88号
国空安政第623号
令和6年6月28日

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

国 土 交 通 省
鉄 道 局 安 全 監 理 官
物流・自動車局 車両基準・国際課長
海 事 局 検 査 測 度 課 長
航 空 局 安 全 政 策 課 長
(公 印 省 略)

核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則第1項第2号及び放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則第1条第1項第2号に係る取扱いについて

今般、令和6年6月28日より、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第72号）が施行されます。この施行に当たり、核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和53年運輸省令第68号）第1項第2号及び放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和56年運輸省令第22号）第1条第1項第2号に係る取扱いについて下記のとおり定めることとしたので、関係者に対する周知徹底方お願いします。

記

核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則第1項第2号及び放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則第1条第1項第2号に規定する「関係者以外の者の立入りを禁止する」措置は次に掲げるものとする。なお、なわ張り、標識の設置等を行い、加えて見張人の配置又は十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラを利用して人間が常時遠隔監視するなどの見張人の配置等と同等以上の適切な措置により、関係者以外の者が立ち入ることを禁止することでも差し支えない。

- 一 立入りを禁止する領域を指定すること。
- 二 立入りを禁止する領域である旨を周知すること。
- 三 立入りを禁止する領域及びその周囲を監視し、関係者以外の者が近づいた場合は注意を呼び掛けること。

以上